



2025 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ナカヨ
代表者名 代表取締役社長 貫井 俊明
(コード番号 6715 東証 スタンダード)
問合せ先 取締役 常務執行役員
管理統括本部長 岩本 修
(TEL. 027-253-1006)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 4 月 21 日付で公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2025 年 4 月 21 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025 年 5 月 26 日から 2025 年 6 月 12 日までの間、整理銘柄に指定された後、2025 年 6 月 13 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所のスタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案(株式併合の件)

当社は、2025 年 4 月 21 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に関して必要なお承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、637,910 株を 1 株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

4,478,231 株(注 1)

(注 1) 減少する発行済株式総数は、当社が 2025 年 2 月 4 日に公表した「2025 年 3 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕連結」(以下「当社第 3 四半期決算短信」といいます。)に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数(4,794,963 株)から、当社が、2025 年 4 月 21 日開催の取締役会において決議した、2025 年 6 月 16 日時点で消却する予定の 2025 年 4 月 10 日現在当社が所有する自己株式数(316,725 株)を除いた株式数を前提としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

4,478,238 株（注 2）

（注 2）効力発生前における発行済株式総数は、当社が 2025 年 2 月 4 日に公表した当社第 3 四半期決算短信に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（4,794,963 株）から、当社が、2025 年 4 月 21 日開催の取締役会において決議した、2025 年 6 月 16 日時点で消却する予定の 2025 年 4 月 10 日現在当社が所有する自己株式数（316,725 株）を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

7 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

28 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

（i）会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、あいホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであること、及び当社株式が 2025 年 6 月 13 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様所有する当社株式の数に本取引の一環として行われた公開買付者による当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 2,550 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合がございます。

（ii）売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

あいホールディングス株式会社（公開買付者）

（iii）売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を含む本取引の実行に係る資金を、手元資金により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が 2025 年 2 月 17 日に提出した公開買付届出書

及びそれに添付された預金残高証明書を確認することによって、公開買付者における資金が確保されていることを確認しております。また、公開買付者によれば、同日以降、1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年7月中旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年8月中旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2025年9月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年6月16日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は28株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式の買増し）及び第10条（単元未満株主についての権利）の全文並びに第11条（株式取扱規程）の一部を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者のみとなり、また本株式併合後の端数処理により、当社の株主は公開買付者のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（定時株主総会の基準日）及び第18条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、当該変更の内容の詳細は2025年4月21日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

また、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年6月17日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

臨時株主総会開催日	2025 年 5 月 26 日 (月)
整理銘柄指定日	2025 年 5 月 26 日 (月)
当社株式の売買最終日	2025 年 6 月 12 日 (木) (予定)
当社株式の上場廃止日	2025 年 6 月 13 日 (金) (予定)
本株式併合の効力発生日	2025 年 6 月 17 日 (火) (予定)

以 上